

<資料 1>

福岡県犯罪被害者等支援計画策定経過

年月日	内容
2018年5月15日	2018年度第1回福岡県犯罪被害者支援協議会 ・福岡県犯罪被害者等支援条例の制定について ・福岡県犯罪被害者支援協議会会則の改正及び福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議会則の制定について 等
2018年6月25日	第1回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 ・委員長及び委員長職務代理者について ・福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議の役割等について ・福岡県犯罪被害者等支援条例について ・福岡県犯罪被害者等支援計画（仮称）（案）について
2018年7月23日	第2回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 ・現状・課題及び施策の方向性（案）について
2018年8月20日	第3回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 ・犯罪被害者等支援に関する県民アンケート調査結果について ・福岡県犯罪被害者等支援施策の提言（中間案）について
2018年11月5日	第4回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 ・福岡県犯罪被害者等支援施策の提言（案）について
2018年11月8日	2018年度第2回福岡県犯罪被害者支援協議会 ・福岡県犯罪被害者等支援施策の提言（案）について

<資料 2>

福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議委員名簿

（50音順・敬称略）

分野等	委員氏名	委員役職等
事業者	荒巻 優二	福岡県商工会議所連合会参与 福岡県安全・安心まちづくり県民の集い実行委員会委員 福岡県飲酒運転撲滅連絡会議委員
民間支援団体	浦 尚子	福岡犯罪被害者支援センター専務理事（センター長） 臨床心理士
学識経験者	岡本 博志 （委員長）	北九州市立大学特任教授 福岡県行政不服審査会委員
弁護士	林 誠	福岡県弁護士会犯罪被害者に関する委員会委員長
精神科医	藤林 武史	福岡市こども未来局理事兼こども総合相談センター所長
犯罪被害者等	山本 美也子	NPO法人はあとスペース代表 交通事故の被害者遺族

〈資料3〉

福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により当該犯罪等を知る者の偏見、無理解等による心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 県民、犯罪被害者等又は犯罪被害者等の支援に関する経験若しくは識見を有する者等によって構成され、本県において犯罪被害者等の支援を行うことを目的として継続的に活動する民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況

及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、早期に犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、被害発生時から犯罪被害者等の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものが相互に連携を図り、協力することにより円滑に実施するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮して行動するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めなければならない。

(市町村の責務等)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施する上で必要となる情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(民間支援団体の役割等)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識又は経験を生かし、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、国の関係機関、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関わるものと緊密に連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 前項の体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等がいずれの団体又は機関に支援を求めた場合においても同様に、必要とする支援が受けられるものとするよう努めるものとする。

3 県は、犯罪被害者等の支援のために必要な範囲において、他の都道府県と情報の共有その他の連携に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第10条 知事は、第4条の規定に基づき犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画(以下「支援計画」という。)を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

(3) 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村及び前条第1項の規定により連携協力する民間支援団体の意見を聴くとともに、次に掲げる事項について、議会の議決を経るものとする。

(1) 前項第1号の基本方針

(2) 前項第2号の具体的施策のうち、基本的なものに関すること。

4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第11条 知事は、毎年度、県が実施した犯罪被害者等支援施策の状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等による被害の発生時から、市町村とも連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 県は、前項の相談並びに情報の提供及び助言のため必要があると認めるときは、支援計画に定めるところにより、法律、保健医療等に関するそれぞれの専門家又は犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介し、又は派遣する等の施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助)

第14条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、支援計画に定めるところにより、殺人及び支援計画に定める心身に重大な損害を与える犯罪等に係る犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要かつ適切な援助に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第15条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため、支援計画で定めるところにより、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第16条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、犯罪被害者等が学校に通学し、又は施設等に入所しているときは、当該学校又は施設等の管理者は、当該犯罪被害者等に対し発達段階に応じた特別の配慮を行うよう努めるものとする。

3 県は、前項の学校又は施設等の管理者に対し、児童心理等に関する専門家の助言が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 17 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条の審判の手続等に証人等として関与する場合における特別の配慮、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第 18 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るため、支援計画に定めるところにより、県営住宅（福岡県営住宅条例（平成 9 年福岡県条例第 69 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供（特別の事情があるときは広域的な提供を含む。）その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第 19 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに職場における二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める広報、啓発等を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等を雇用する事業者が求めるときは、第 13 条の規定に準じて、事業者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(日常生活の支援)

第 20 条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、支援計画に定めるところにより、病院等への付添い、家事、育児、介護等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第 21 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について県民の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 22 条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、支援計画に定めるところにより、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者

等の支援に係るものの職員等に対する研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成に努めるものとする。

- 2 前項の人材の育成は、この条例の目的、基本理念及び二次的被害の防止その他のこの条例に定める犯罪被害者等支援施策の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 23 条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供若しくは助言又は支援に従事する者が支援活動に伴い心身に被害を受けることを防止するための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 24 条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置し、又は関係機関に協力を求める等必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報等の適切な管理)

第 25 条 知事その他の県の執行機関は、犯罪被害者等及び関係者の個人情報その他適切な管理を要する情報の取扱いの方法等を定め、その職員に遵守させるとともに、市町村、民間支援団体等との連携協力のためこれらの情報を提供するときは、その職員、構成員等に当該情報を県の職員に準じて適切に取り扱わせるよう求めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 章の規定は公布の日から、第 2 章の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の見直し)

- 2 この条例は、その運用状況及びこの条例に基づく犯罪被害者等支援施策の実施状況等を勘案し、この条例の施行後 5 年以内に必要な見直しを行うものとする。

〈資料4〉

福岡県犯罪被害者支援協議会会則

(名称)

第1条 この会は、福岡県犯罪被害者支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項における「犯罪被害者等」をいう。)の置かれている現状を踏まえ、犯罪被害者等の視点に立ち、行政機関及び民間団体等との相互協力と緊密な連携によって、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 犯罪被害者等のニーズに沿った支援連携活動
- (2) 犯罪被害者等の実態調査、研究活動
- (3) 犯罪被害者等支援の広報啓発活動
- (4) その他犯罪被害者等支援に関する必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表左欄のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

2 会長には、福岡県副知事(人づくり・県民生活部担当)をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長には、福岡県人づくり・県民生活部長及び福岡県警察本部総務部長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代行する。

6 監事には、会長が指名する者をもって充てる。

7 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会の会議は、別表右欄に掲げる委員をもって構成する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会を補佐するために幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長をもって充て、幹事は別表右欄に掲げる委員が指定する者とする。

4 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、幹事会への出席を求めることができる。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係機関の職員及び学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第9条 第3条の活動に関する特定の事項を検討させるため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会に関して必要なことは、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を処理するため、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課に事務局を置く。

(補則)

第11条 協議会の構成員は、協議会において知り得た情報の保護に十分留意しなければならない。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成10年10月29日から施行する。

附 則
この会則は、平成20年 9月19日から施行する。

附 則
この会則は、平成22年 5月14日から施行する。

附 則
この会則は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則
この会則は、平成24年 7月 5日から施行する。

附 則
この会則は、平成25年 4月24日から施行する。

附 則
この会則は、平成25年11月21日から施行する。

附 則
この会則は、平成26年 4月23日から施行する。

附 則
この会則は、平成27年 6月16日から施行する。

附 則
この会則は、平成28年 5月31日から施行する。

附 則
この会則は、平成30年 5月15日から施行する。

別表（第4条、第6条及び第7条関係）

福岡高等検察庁	総務部長
福岡地方検察庁	総務部長
福岡保護観察所	所長
九州運輸局	交通政策部計画調整官
第7管区海上保安本部福岡海上保安部	次長
福岡県弁護士会	会長
福岡県医師会	会長
福岡県臨床心理士会	被害者支援理事
公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター	理事長
日本司法支援センター福岡地方事務所	所長
公益財団法人福岡県女性財団	
福岡県男女共同参画センター あすばる	センター長
北九州市立男女共同参画センター・ムーブ	所長
公益社団法人福岡県防犯協会連合会	専務理事
公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター	専務理事
一般財団法人福岡県交通安全協会	専務理事
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部長
福岡市	市民局生活安全部長
警察本部総務部被害者支援・相談課	課長
警察本部生活安全部子ども・女性安全対策課	課長
警察本部生活安全部少年課	課長
警察本部刑事部刑事総務課	課長
警察本部刑事部捜査第一課	課長
警察本部交通部交通捜査課	課長
福岡県	人づくり・県民生活部生活安全課長

〈資料 5〉

福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議事会則

(趣旨)

第 1 条 福岡県犯罪被害者支援協議会会則第 1 2 条の規定に基づき、福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会による会議（以下「専門委員会議」という。）の運営については、この会則の定めるところによる。

(協議事項)

第 2 条 専門委員会議は、福岡県犯罪被害者等支援条例（平成 3 0 年福岡県条例第 3 4 号）第 1 0 条の規定に基づく支援計画に盛り込むべき内容について協議し、協議結果を福岡県犯罪被害者支援協議会に報告する。

(構成)

第 3 条 専門委員会議は、福岡県犯罪被害者支援協議会会則第 8 条の規定に基づいて委嘱された委員により構成する。

2 専門委員会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する専門委員会議に属する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 専門委員会議は、委員長が招集する。

(雑則)

第 5 条 この規定に定めるもののほか、議事の手続その他専門委員会議の運営に関し必要な事項は、専門委員会議の議を経て委員長が定める。

附 則

この会則は、平成 3 0 年 5 月 1 5 日から施行する。

〈資料6〉

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被

害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体を実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受け

た影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗ちよく状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を

深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第24条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第25条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 国家公安委員会委員長

(2) 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成17年政令第67号で平成17年4月1日から施行)

附 則 (平成26年6月25日法律第79号) 抄

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の規定 公布の日

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

<資料7>

犯罪被害者等支援に関する県民意識アンケート調査結果について

- ・ 調査期間 2018年6月20日（水）～2018年7月20日（金）
- ・ 調査対象 県民
- ・ 調査方法 インターネットによるアンケート調査
- ・ 調査目的 犯罪被害者等に関する県民の認識を把握するもの
- ・ 回答者数 2, 112人

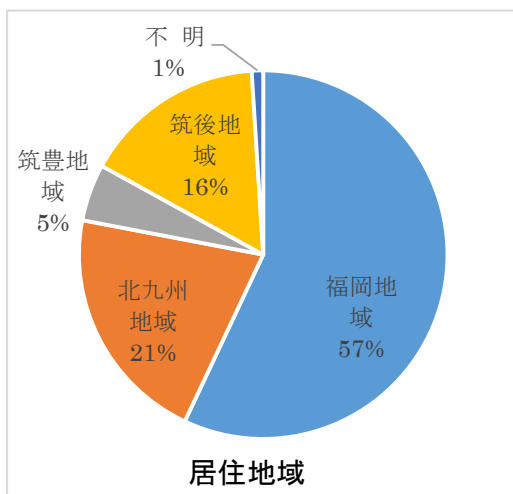
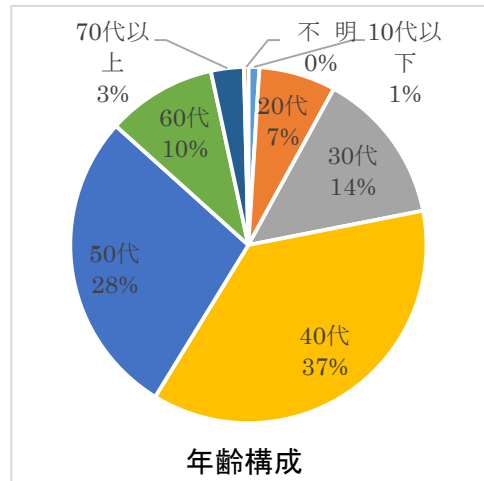
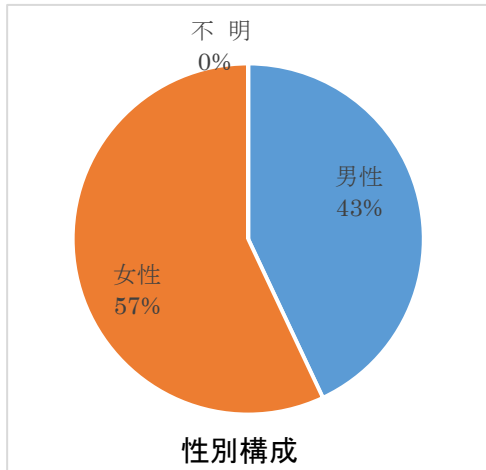
<調査結果のポイント>

- ・ 犯罪被害に関する用語について、「二次的被害」は回答者の約50%が知っていると言っているが、一方で、「福岡県犯罪被害者等支援条例」は約84%、「犯罪被害者等基本法」は約79%、「犯罪被害給付制度」は約77%の人が知らないと言っている。
- ・ 犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っている人は、回答者の約39%いるが、一方で、「福岡県犯罪被害者総合サポートセンター」は約73%、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」は約70%の人が知らないと言っている。
- ・ 犯罪被害に遭った場合の相談機関として、性犯罪以外の犯罪の場合は、回答者の約71%が警察へ相談すると言っているのに対し、性犯罪の場合は、約59%が警察以外の機関に相談する、又はどこにも相談しないと言っている。
- ・ 犯罪被害者等が必要とする支援について、被害を受けた直後は、「警察等による日常生活における安全確保」が必要であるとの回答が最も多くなっているが、被害を受けて半年程度経過した後は、「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」が必要であるとの回答が最も多くなっている。
- ・ 犯罪被害者等が被害から立ち直る（回復する）に当たって、重要と考えることは、「家族・親族、友人等の身近な人からの支援」と回答した人が最も多く、次いで、「医師やカウンセラー等専門家や専門機関からの支援」と回答した人が多かった。しかしながら、犯罪被害者等の中には、被害に遭って以降、家族間での不和が起こったり、又は身近な人から心無い言葉をかけられたと回答した人が多かった。

1 基礎事項

回答者 2, 112人

内訳：犯罪被害経験なし（以下「県民一般」という。） 1, 766人
犯罪被害経験あり（以下「犯罪被害者等」という。） 346人

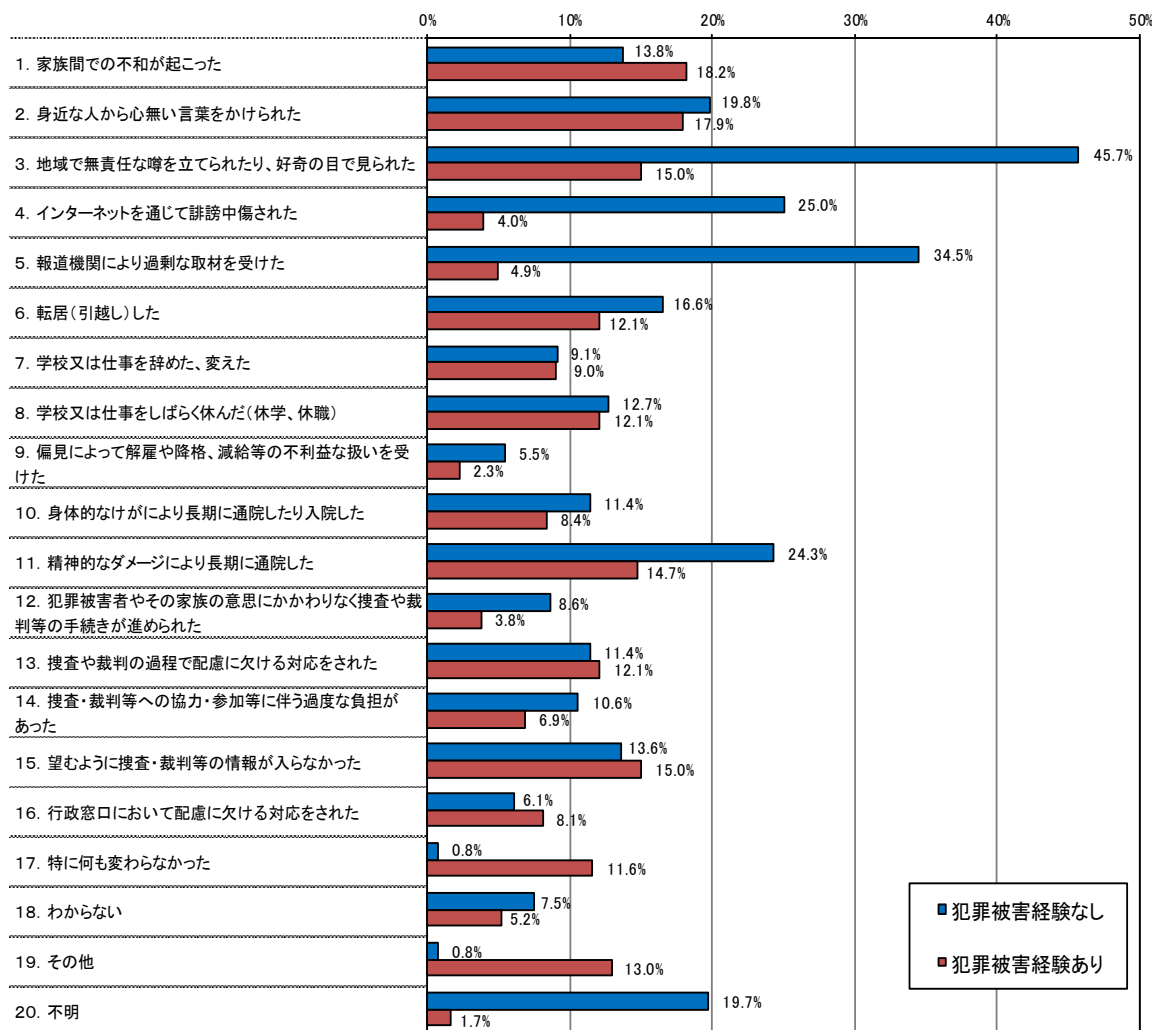


2 調査事項

(1) 犯罪被害者等の置かれている状況に対する理解度

あなたは、犯罪被害者等は被害に遭って以降、どのような状況に置かれていたと思いますか。又は、あなたは被害に遭って以降、どのような状況に置かれていましたか（回答は3つまで）。

県民一般は、「3. 地域で無責任な噂を立てられたり、好奇心でみられた」（約 46%）、
「5. 報道機関により過剰な取材を受けた」（約 35%）と回答した人が多く、犯罪被害者等
は、「1. 家庭内での不和が起こった」（約 18%）、「身近な人から心無い言葉をかけられた」
（約 18%）と回答した人が多かった。

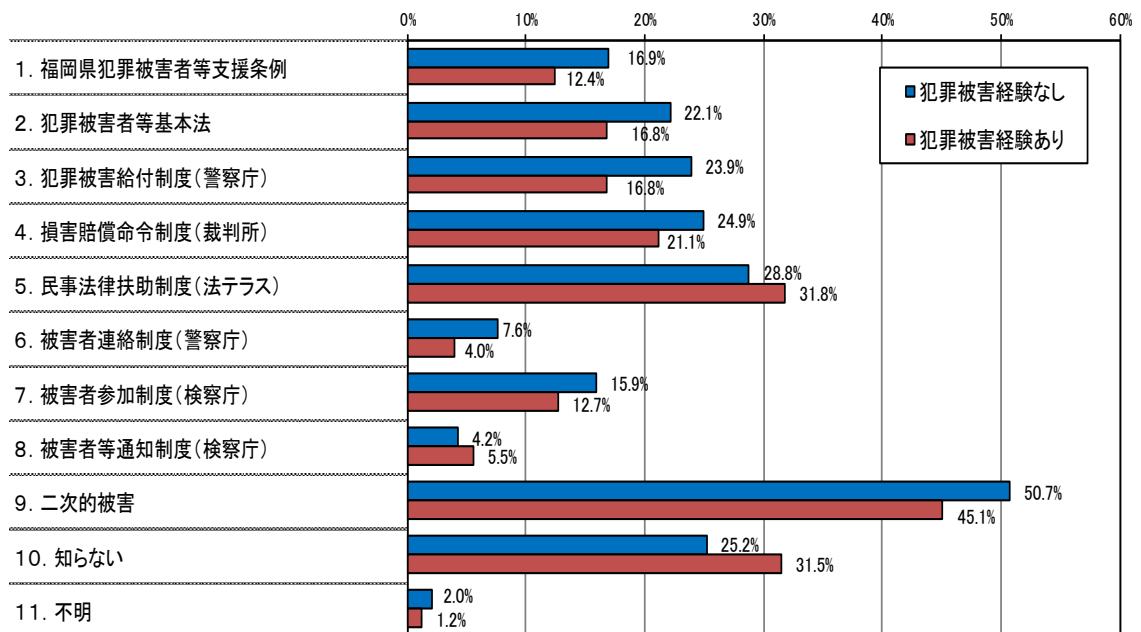


(2) 犯罪被害者等に関連した用語の認知度

犯罪被害者等に関連した以下の用語について知っているものを全てあげてください。

「9. 二次的被害」については、県民一般が約 51%、犯罪被害者等が約 45%の人が知っているという回答したが、その一方で、犯罪被害者等に関連した用語について何も「知らない」と回答した人は、県民一般は約 25%、犯罪被害者等は約 32%と多かった。

なお、「1. 福岡県犯罪被害者等支援条例」を知っていると回答した人は、県民一般が約 17%、犯罪被害者等が約 12%で、「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害給付制度」を知っていると回答した人も、全体の約 20%程度と認知度は低かった。



【用語の説明】

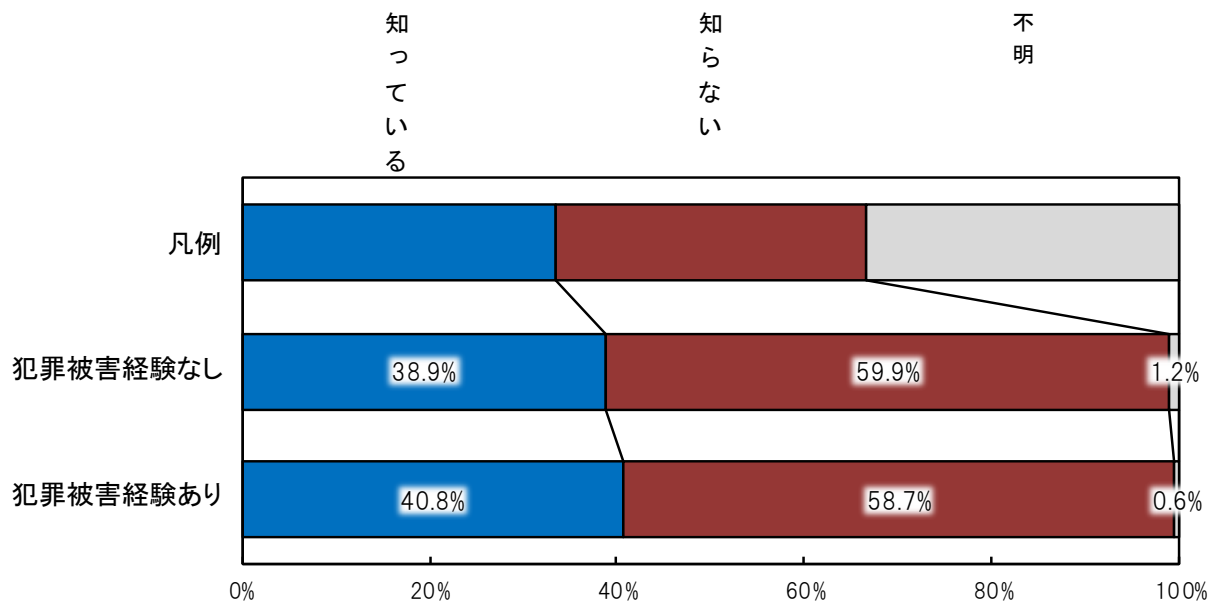
○ 犯罪被害者等基本法 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として平成 16 年 12 月に制定された法律
○ 犯罪被害者給付制度 故意の犯罪によって死亡された犯罪被害者の遺族や、重い障害や傷害を負った犯罪被害者に対し国が給付金を支給する制度
○ 損害賠償命令制度 損害賠償請求に関し、一定の事件の被害者等による申し立てに基づき、裁判所が刑事手続の成果を利用し審理を行うことにより、被害者等の立証の負担を軽減する制度
○ 民事法律扶助制度 日本司法支援センター（法テラス）による、収入の少ない方のための無料法律相談や裁判費用の立替制度
○ 被害者連絡制度 犯罪被害者やその家族又は遺族の希望により、被害者連絡員に指定された警察官等が、捜査状況、被疑者逮捕の旨、被疑者の氏名、送致先の検察庁名などを、捜査に支障のない範囲で知らせる警察の制度
○ 被害者参加制度 一定の事件の犯罪被害者及びその家族又は遺族が刑事裁判に参加することができる制度

- | |
|--|
| ○ 被害者等通知制度
事件の処分結果や、刑事裁判を行う裁判所名、刑事裁判が行われる日、裁判の結果などに関する情報を犯罪被害者やその家族又は遺族等に通知する検察庁の制度 |
| ○ 二次的被害
捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担や、周囲の人々の無責任なうわさ話、マスコミの取材・報道による精神的被害など、被害後に生じる様々な問題 |

(3) - 1 犯罪被害者等を対象とした相談窓口の認知度

犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っていますか。

犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っていると回答した人は、県民一般が約39%、犯罪被害者等が約41%と同程度で、それぞれ認知度は半数以下であった。

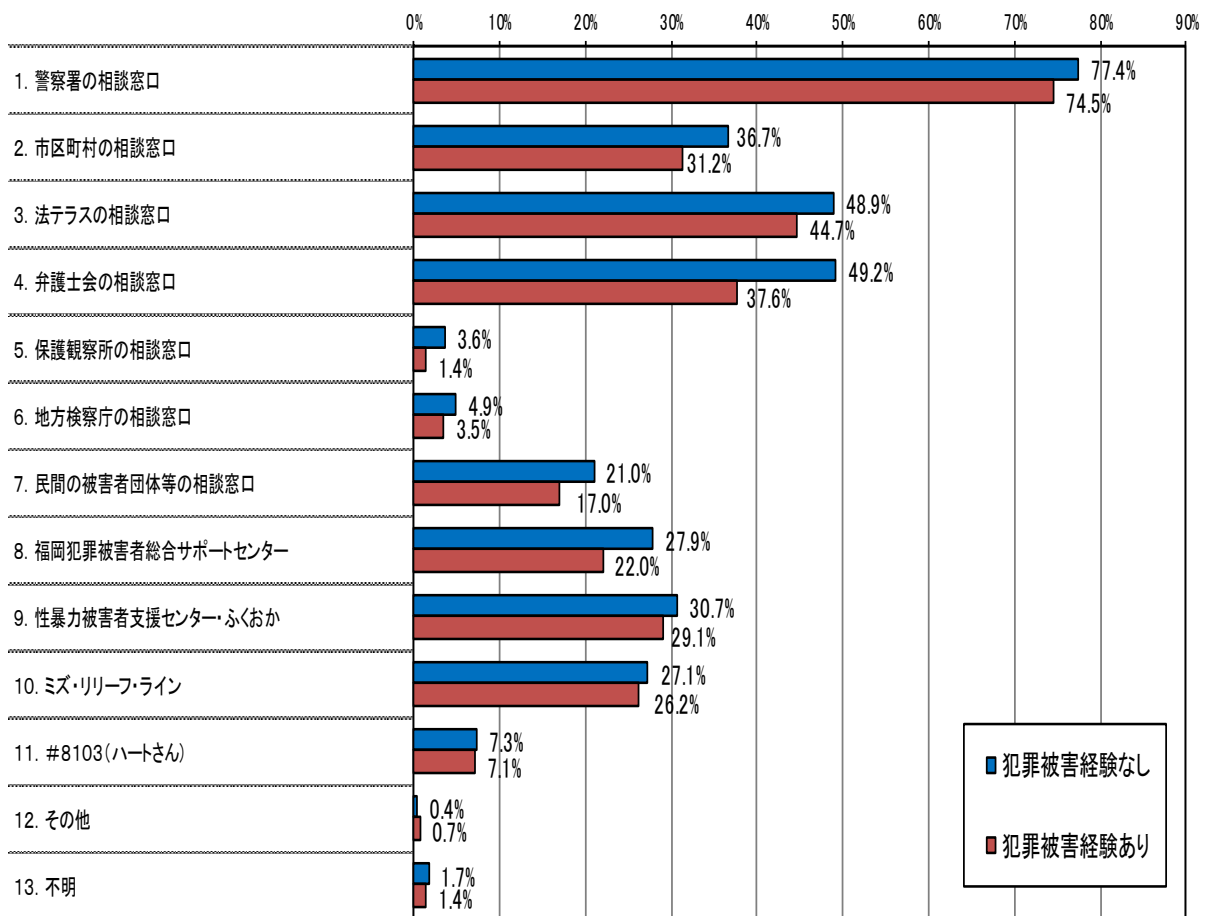


(3) - 2 犯罪被害者等を対象とした相談窓口の認知度

(前問で「①知っている」と回答した人のみ) 犯罪被害者等を対象とした相談窓口のうち、知っている窓口を全てあげてください。

犯罪被害者等を対象とした相談窓口のうち、知っている窓口については、「1. 警察署の相談窓口」の認知度が一番高く（県民一般約77%、犯罪被害者等約75%）、そのほか、「3. 法テラスの相談窓口」（県民一般約49%、犯罪被害者等約45%）、「4. 弁護士会の相談窓口」（県民一般約49%、犯罪被害者等約38%）の認知度が高かった。

なお、「8. 福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を知っている人は、県民一般が約28%、犯罪被害者等が22%、「9. 性暴力被害者支援センター・ふくおか」を知っている人は、県民一般が約31%、犯罪被害者等が約29%といずれも認知度は低かった。



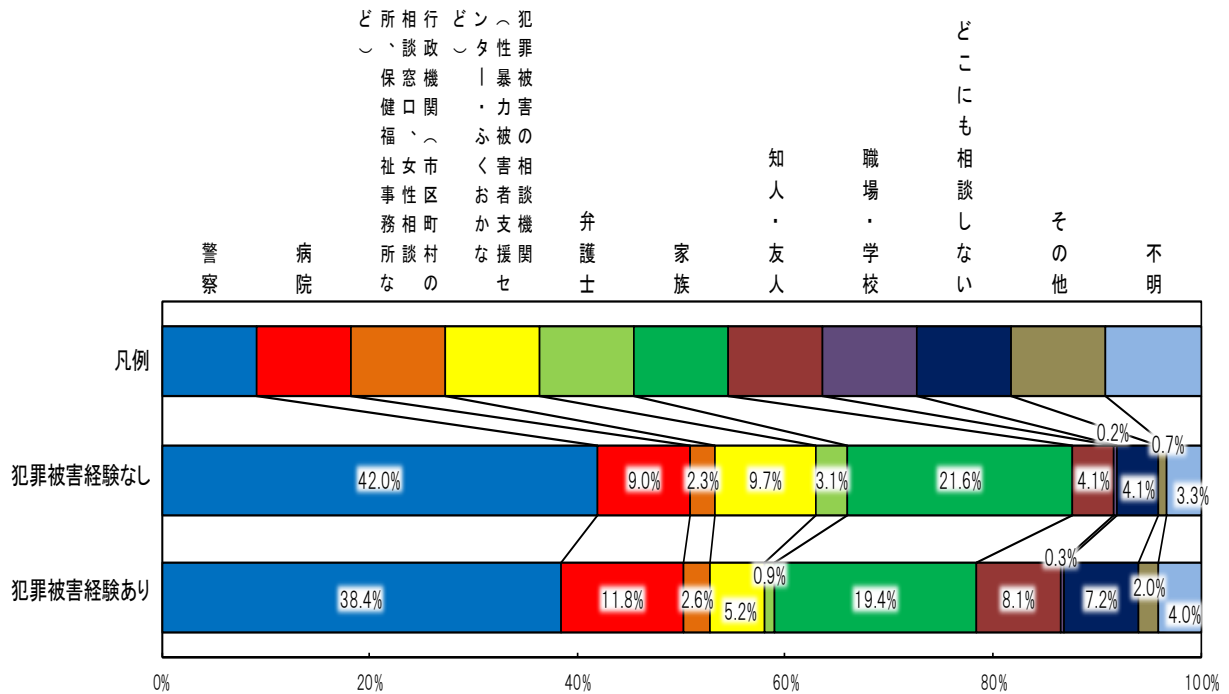
(4) 性犯罪被害に遭った場合の相談先

「性犯罪」にあった場合、最初にどこへ相談しますか。

性犯罪被害の場合、最初に警察に相談すると回答した人は、県民一般が42%、犯罪被害者等が約38%と、全体の約60%以上が警察以外の機関に相談、又はどこにも相談しないと回答している。

「家族」や「知人・友人」に相談すると回答した人は、県民一般が約26%、犯罪被害者等が約28%で、また、「どこにも相談しない」（県民一般4%、犯罪被害者等7%）との回答もあった。

なお、「犯罪被害の相談機関（性暴力被害者支援センター・ふくおかなど）」に相談すると回答した人は、県民一般が約10%、犯罪被害者等が約5%と低かった。



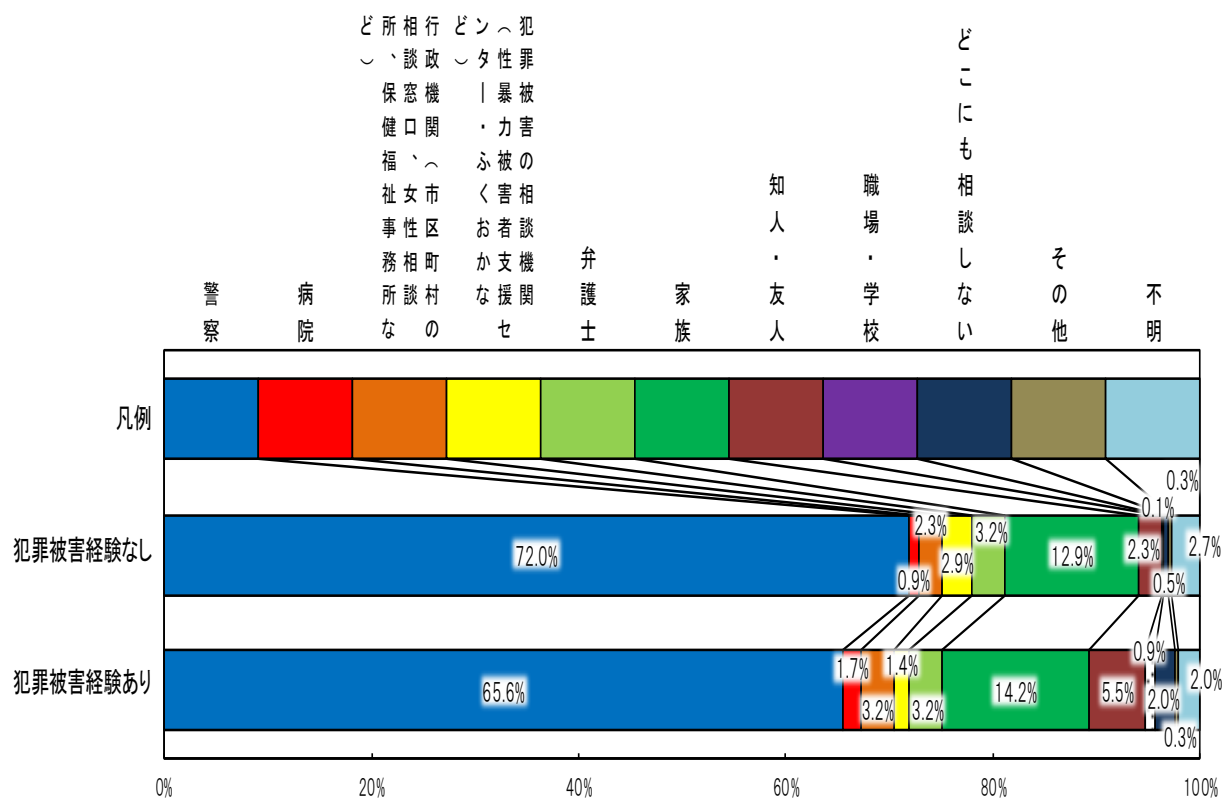
(5) 性犯罪被害以外の犯罪等被害に遭った場合の相談先

「性犯罪以外の犯罪等の被害」に遭った場合、最初にどこへ相談しますか。

性犯罪被害以外の犯罪等被害に遭った場合に最初に警察に相談すると回答した人は、県民一般が72%、犯罪被害者等が約66%と、全体の約70%が警察に相談すると回答している。

また、「家族」や「知人・友人」に相談すると回答した人は、県民一般が約15%、犯罪被害者等が約20%であった。

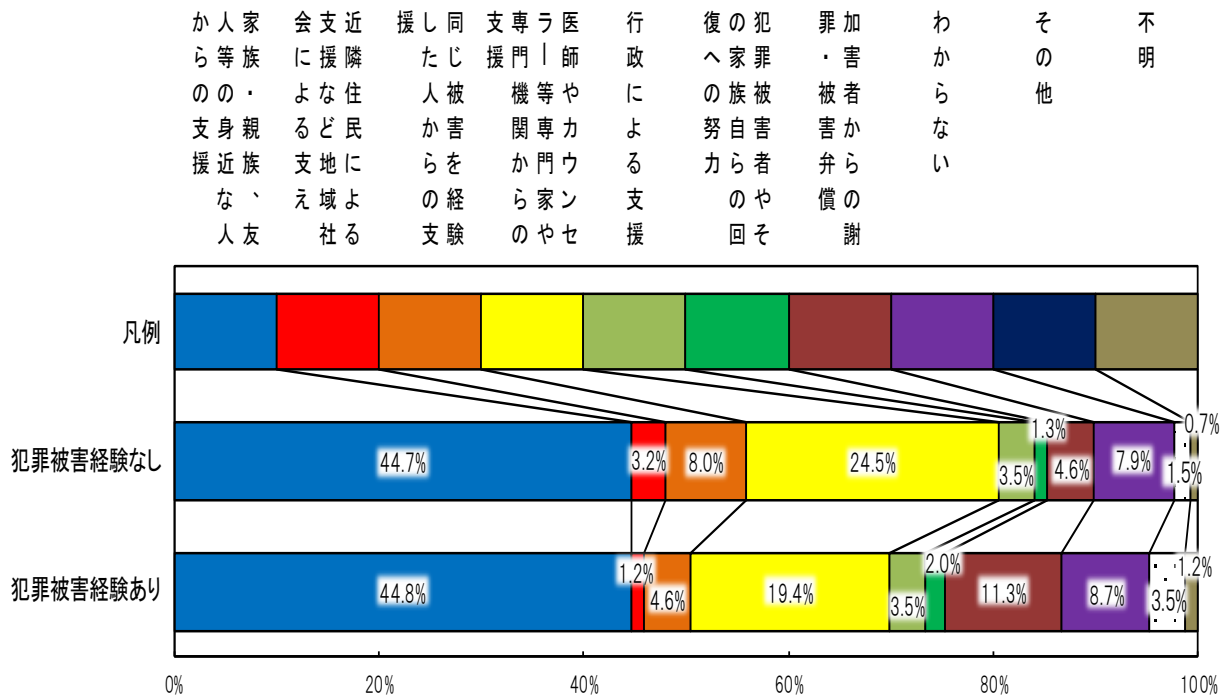
なお、「犯罪被害の相談機関（性暴力被害者支援センター・ふくおかなど）」に相談すると回答した人は、県民一般が約3%、犯罪被害者等が約1%と低かった。



(6) 犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援

犯罪被害者等が被害から立ち直る（回復する）にあたって、あなたは何が最も重要であると考えますか。

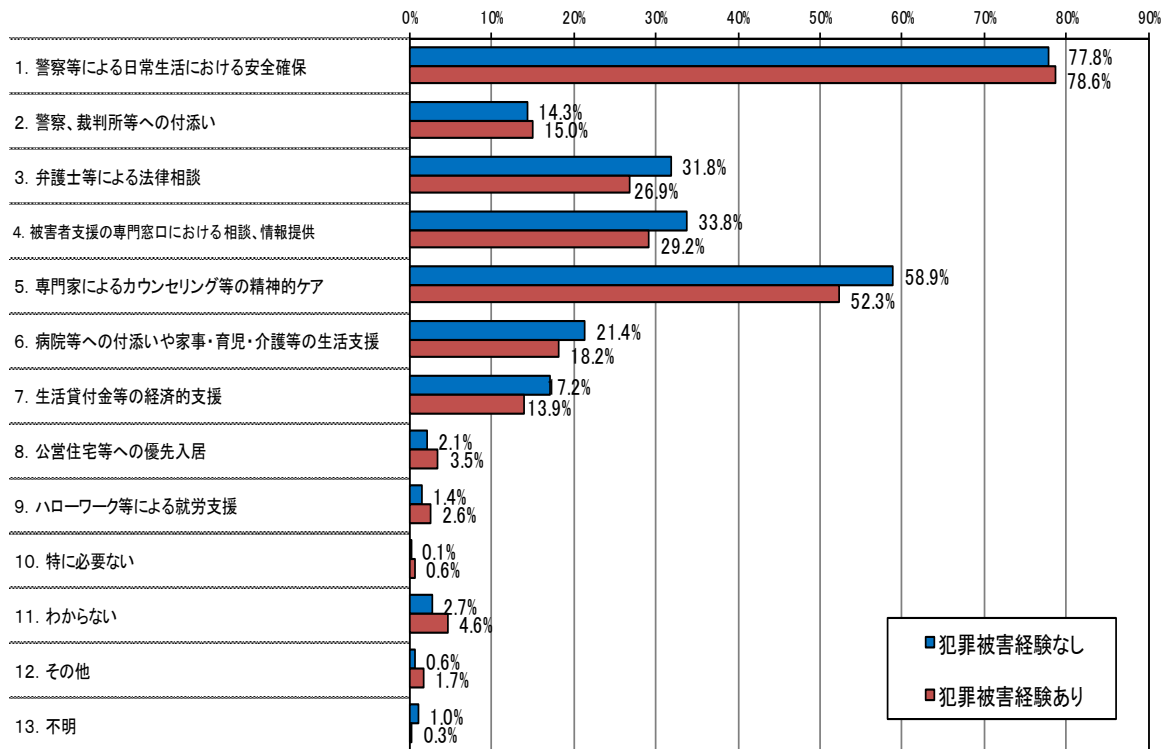
犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援として、「家族・親族、友人等の身近な人からの支援」と回答した人は、県民一般が約 45%、犯罪被害者等が約 45%と最も多く、次いで、「医師やカウンセラー等専門家や専門機関からの支援」と回答した人は、県民一般が約 25%、犯罪被害者等が 19%となっている。



(7) 犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援（犯罪等被害直後）

「被害を受けた直後」の犯罪被害者等の回復に対しては、どのような支援が必要だと思いますか。

被害を受けた直後の回復に必要な支援として、「警察等による日常生活における安全確保」と回答した人は、県民一般が約 78%、犯罪被害者等が約 79%と最も多く、次いで、「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」と回答した人は、県民一般が約 59%、犯罪被害者等が約 52%、「被害者支援の専門窓口における相談、情報提供」と回答した人は、県民一般が約 34%、犯罪被害者等が約 29%となっている。



(8) 犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援（犯罪等被害半年経過後）

「被害を受けて半年程経過した後」の犯罪被害者等の回復に対しては、どのような支援が必要だと思いますか。

被害を受けて半年程経過した後の回復に必要な支援として、「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」と回答した人は、県民一般が約 67%、犯罪被害者等が約 59%と最も多く、そのほか、「被害者支援の専門窓口における相談、情報提供」と回答した人は、県民一般が約 42%、犯罪被害者等が約 33%、「警察等による日常生活における安全確保」と回答した人は、県民一般が約 33%、犯罪被害者等が約 38%となっている。

